

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 個人会員規則

(個人会員)

第1条 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(以下当法人という)の使命および活動趣旨に賛同し、会費として定期的に寄付金を納入する個人(クラブ、グループ等の代表者を含む)を個人会員(以下会員という)とする。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は以下のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) ジュニア会員(但し15才以下)
- (3) ユース会員(但し19才以下)

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、第5条2項に定める会費納入手続きを行うことにより随時入会することができる。

(退会)

第4条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は当法人に対し退会の申出(口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない)をすることにより、随時退会することができる。但し、銀行・郵便局等の口座振替、クレジットカードによる納入方法を選択している場合、退会申出受付の時点で、すでに各金融機関へ引落請求が完了している会費については、引落を中止することはできない。

(会費)

第5条

1. (納入方法)

郵便振込、銀行・郵便局等の口座振替、または当法人が取り扱い可能なクレジットカードによる納入方法を利用することができる。但し、郵便振込は、年会費についてのみ利用することができる。

2. (会費納入手続き)

会員は、第3条に定める入会の申込みに際し、前項に定める会費種類および納入方法を選択し、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 郵便振込を利用する場合: 所定口座に住所・氏名等を添えて会費を振り込む。
- (2) 銀行・郵便局等の口座振替を利用する場合: 所定用紙に口座番号等の必要事項を記入し、指定金融機関の登録印を捺印した書類を提出する。
- (3) クレジットカードを利用する場合: クレジットカード番号等必要事項を当法人に申出る(口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない)。

なお、(2)または(3)の納入方法を利用する場合、会費種類の変更(本条6項)、または退会の連絡(第4条)がない限り、以後同額の会費が自動的に引落されるものとする。

3. (会費前払いの原則)

当法人の会費は、原則として充当する会員期間開始月の前

月までに納入されるものとする。

4. (第三者名義の口座、クレジットカードの利用)

会費を銀行・郵便局等の口座振替またはクレジットカードにより納入する場合、会員氏名とは異なる名義の口座またはクレジットカードを利用することができる。その場合、会員からの申し出により、領収書の名義は当該口座またはクレジットカード名義人氏名(個人名義の場合に限る)で発行することができる。但し、申し出がない場合には、当該口座またはクレジットカード名義人は納入代行者と見なし、領収書の名義は会員登録名とする。

5. (会費の不返還)

一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。但し、当法人の処理の誤りによって受領した場合を除く。

6. (会費種類の変更)

会費種類は、以下の区別に従い、原則として第6条2項が示す会員期間更新のタイミングで変更することができる。郵便振込の場合: 次年度の会費納入時に希望する金額の年会費を納入することにより変更することができる。銀行・郵便局等の口座振替、またはクレジットカードの場合: 会員期間終了前に当法人が郵送する「会員期限更新の案内」に定める期日までに、変更を希望する会費種類を申出る(口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない)ことにより変更することができる。

7. (会費納入方法の変更)

会費納入方法は、随時変更することができる。但し、銀行・郵便局等の口座振替、クレジットカードにより会費を納入している場合には、変更申出受付の時点で、すでに各金融機関へ引落請求が完了している会費については、引落を中止することはできない。各納入方法への変更の手続きは、本条2項の入会の申込みに準じる。

(会員期間)

第6条

1. (会員期間の開始)

当法人への入会日は、第3条に定める入会申込を受け付けた月(振込の場合は会費を受領した日が属する月、銀行・郵便局等の口座振替またはクレジットカードでの納入は必要事項を当法人が受領した日が属する月)の翌月1日とする。ただし、銀行・郵便局等の口座振替またはクレジットカードでの納入の場合は、26日以降に受け付けた申込は翌々月1日を入会日とする。

2. (会員期間の更新)

会員期間は入会日から1年間とし、会員期間終了前に当法人が郵送する「会員期限更新の案内」に定める期日までに、

第4条に基づく退会の申出が当法人に対してなされず、かつ第11条もしくは第12条に基づき会員資格を喪失し、または除名されない限り、期間満了日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。但し、郵便振込により会費を納入する場合には、会員期間最終月の末日までに、次年度の会費振込みを完了しなければならない。なお、会員期間終了後、2ヶ月以内に会費の納入があった場合には、原則として、旧会員期間終了月翌月1日に遡って会員期間を継続するものとする。

(会員証)

第7条 当法人は、入会時に会員証を発行する。会員証は毎年継続の都度、更新発行する。

(特典)

第8条 会員は当法人の定めるところにより、次の特典を受けることができる。

- (1) 当法人発行の定期刊行物の無料送付
- (2) その他の当法人刊行物の無料送付または会員特別価格による購入
- (3) 当法人主催のセミナー等各種イベントの無料または会員特別料金による参加
- (4) 自然保護関連の情報提供
- (5) 当法人指定施設の割引利用
- (6) その他今後当法人において新たに設ける特典等

(会員の注意事項)

第9条 会員は、当法人の活動を支援する者として次のことに注意しなければならない。

- (1) 自然環境保全に配慮し、持続可能な生活様式を目指すこと
- (2) アンケート調査、募金、セミナー等、当法人の活動に可能な範囲で協力すること
- (3) 氏名、住所、電話番号などの変更が生じたときは、速やかに届け出ること
- (4) 次年分の会費納入期限到来前に所定の会費を納入し、継続手続きを行うこと

(事前承認事項)

第10条 会員は、当法人の事前の書面による承認を受けずに次の活動を行ってはならない。但し、(1)、(3)の活動については、当法人からの募金箱または商品等の提供により、書面による承諾に代えることができる。

- (1) 当法人支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘を行うこと
- (2) 当法人の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用して、名刺等の印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開くこと
- (3) 当法人商品の販売活動を行うこと

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 第4条に定める所定の退会手続きを完了したとき
- (2) 会員期間満了後約2ヶ月を経過しても会費の納入がないとき(年額払いの場合)
- (3) 3ヶ月間会費の納入がないとき(月額払いの場合)
- (4) 年齢制限のある会員種類の会員が、所定の年齢を超えたとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 転居、行方不明など長期間に渡って所在が確認できないとき
- (7) 理事会において第12条の事由により、除名の決議がなされたとき

(除名)

第12条 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第10条に定める事前承認事項に違反したとき
- (2) その他、当法人の活動主旨に反する行動をとったとき、または当法人の信用を失う行為があったとき

(本規則の変更)

第13条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

1992年10月29日 理事会承認

1993年1月1日 施行

1999年6月30日 改訂(理事会承認)

1999年7月1日 施行

2001年6月29日 改訂(理事会承認)

2001年9月22日 施行

2004年6月25日 改訂(理事会承認)

2004年7月1日 施行

2005年6月23日 改訂(理事会承認)

2005年11月24日 改訂(理事会承認)

2006年1月1日 施行

2007年11月22日 改訂(理事会承認)

2008年1月1日 施行

2016年2月10日 改訂(理事会承認)

2016年9月6日 改訂(理事会承認)

2016年12月9日 施行